

平成30年5月23日
四国電力株式会社

火力設備の安全管理検査制度の改定を踏まえた坂出發電所の定期検査時期延伸について

火力発電所の定期検査については、従来、ボイラは2年ごと、蒸気タービンは4年ごとに実施するよう電気事業法で義務付けられておりましたが、平成29年4月、同法の改正により国の安全管理検査制度が見直され、長期間の運転を行っても設備の健全性を維持できる「事業者の保安力」に応じ、事業者が柔軟に定期検査の時期を設定することが可能となりました。

具体的には、従来の継続的な検査実施体制に加え、運転状態の管理や日常の点検を適切に実施する体制を整えるとともに、設備の異常兆候を早期に発見・把握できる高度な運転管理体制を構築し、最も保安力を有する「システムS」ランクの評価を取得することで、定期検査の間隔が最大6年に延伸されるものです。

こうした中、当社でも、坂出發電所3、4号機（香川県坂出市）におけるシステムS評価の取得に向けた体制を構築し、国への申請を行っておりましたが、このほど審査結果が通知され、定期検査間隔を最大6年とすることが認められました。

また、現在、坂出發電所1、2号機をはじめ他のユニットについても同様の申請準備を進めており、今後、審査を順次受審することとしております。

定期検査間隔の延伸は、修繕費の低減のみならず、実施時期の柔軟な設定による停止時期の調整幅拡大に資するものであり、当社としては、高い保安力で引き続き電力の安全・安定供給に努めつつ、より効率的な火力設備の運用に取り組んでまいります。

（参考1）新たな安全管理検査制度における組織区分と定期検査間隔

	定期検査間隔		審査項目		
	ボイラ	蒸気タービン	継続的な検査実施体制	運転管理	高度な運転管理
システムS	6年以内	6年以内			
システムA	4年以内	4年以内			
システムB	2年以内				

（参考2）坂出發電所3、4号機の審査経緯

平成30年1月24日 定期安全管理審査申請
4月5日 審査結果および評価結果受領

（参考3）坂出發電所3、4号機の概要

	出力(万kW)	運転開始年月	燃料
3号機	45.0	昭和48年4月	重油・原油・コークス炉ガス
4号機	35.0	昭和49年5月 (燃料転換 平成22年3月)	天然ガス・コークス炉ガス

以上